

参 考 資 料

公営企業等の経営改革に係る人的支援制度(概要)

参考資料

専門家の助言を活かし、公営企業等が経営改革に取り組もうとする場合、①公営企業等経営アドバイザー派遣事業及び②公営企業経営支援人材ネット事業の人的支援制度を活用することが可能。

① 公営企業等経営アドバイザー派遣事業

希望する市町村に対して、公営企業等の経営に精通したアドバイザーを派遣し、公営企業等の経営改革に取り組む団体を支援(平成7年度より開始)

- 対象事業 公営企業、第三セクターの経営改革
- 主に派遣される人材 公認会計士、経営コンサルタント
- 派遣方法 総務省にてアドバイザーを選定、市町村は活用したい事業を申し込み、総務省が選定したアドバイザーを受け入れ
- 想定日程 原則として1泊2日
- 経費の負担 アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担
- H30年度派遣実績 20団体21事業

【令和元年度】

○スケジュール

R1年7月～ 対象団体へアドバイザー派遣開始
※モデル事業については6月から派遣開始

○派遣規模 19団体21事業

② 公営企業経営支援人材ネット事業

総務省が公表している「公営企業経営支援人材ネット」リストの登録者の中から、公営企業の経営改革に取り組む地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、受け入れ(平成28年度より開始)

- 対象事業 公営企業の経営改革
- 主に派遣される人材 公認会計士、自治体OB・OG、自治体職員、学識経験者
- 派遣方法 登録者リストを総務省ホームページにて公開派遣を希望する地方公共団体は当該リストの中から専門人材へ直接問合せの上、受け入れ
- 想定日程 1年間を通じて数回程度
- 経費の負担 原則として各地方公共団体において負担
ただし、特別交付税措置あり
⇒対象経費(上限200万円)の1/2を一般会計から繰出
一般会計繰出金の1/2について特別交付税措置
- H30年利用実績 12団体15事業(公営企業会計の適用、経営戦略の策定等)

【令和元年度】

○スケジュール

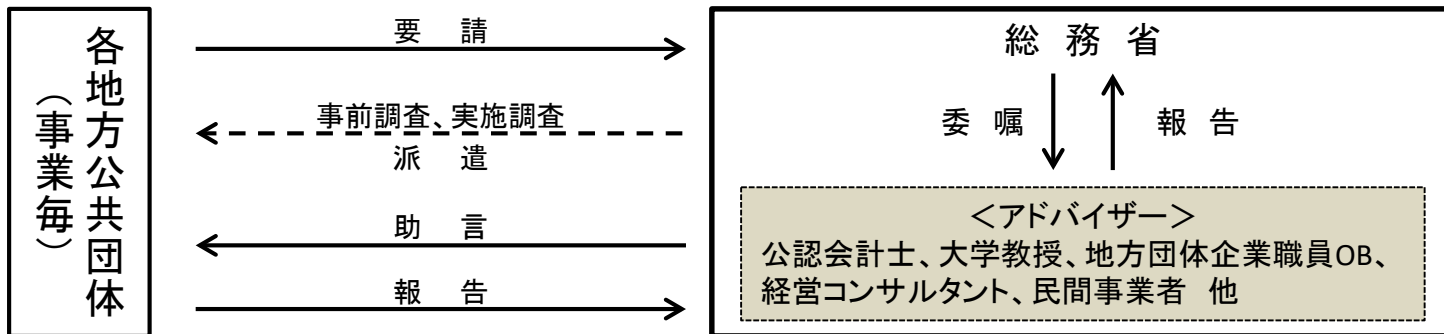
H31年4月 登録者リストの更新・公表(HPにて)

公営企業経営アドバイザー派遣事業について

参考資料

- 本事業は、公営企業の効率化・経営健全化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定、組織管理、情報管理、事業の新展開、新しいサービス実施等について助言等を行い、第三セクターについては、効率化・経営改善等に係る市町村の指導監督を支援している。
- 派遣対象は、公営企業を運営している市町村等と、第三セクターに対して25%以上の出資又は出資割合が25%未満であるものの財政的支援（補助金、貸付金及び損失補償等）を行っている市町村であり、原則として1泊2日×1回の派遣を実施。
- 平成31年度は、公営企業会計適用におけるロールモデルとすることを目的とし、年間を通じた派遣（1泊2日×10回程度）を行うモデル事業を実施するために予算を拡充。

【スキーム】



(参考)平成30年度派遣実績 21事業(20団体)

事業名	団体名
水道事業 (2事業)	愛媛県砥部町
	熊本県錦町
簡易水道事業 (3事業)	岩手県岩泉町
	岩手県普代村
	岩手県野田村
下水道事業 (4事業)	岩手県普代村
	静岡県掛川市
	愛知県扶桑町
	兵庫県たつの市

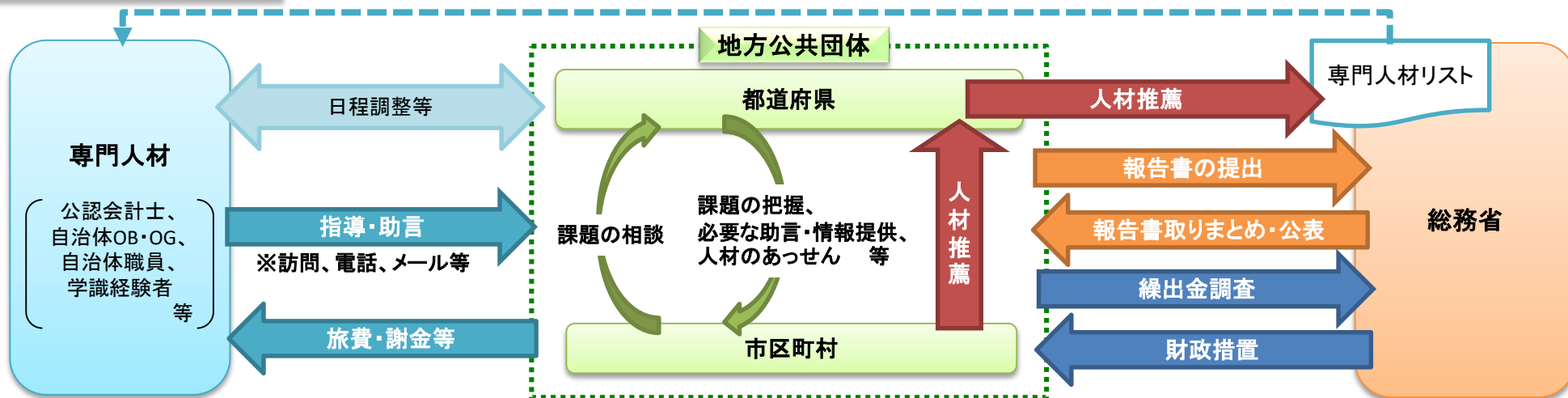
事業名	団体名
病院事業 (4事業)	神奈川県茅ヶ崎市
	千葉県匝瑳市
	長崎県病院企業団
	和歌山県串本町
地域開発事業 (2事業)	北海道釧路市
	広島県呉市
第三セクター (6事業)	北海道真狩村
	北海道滝川市
	秋田県羽後町
	滋賀県甲賀市
	山口県下松市
	愛媛県西予市

公営企業経営支援人材ネット事業について

参考資料

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、公営企業の経営改革に取り組もうとする地方公共団体が、その諸課題に対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の専門人材の招へいや経営状況の現状分析などに必要な経費について総務省が支援。

1. 活用スキーム



【活用できる事例】

- ・地方公営企業法の適用(一部適用又は一部適用から全部適用への移行を含む。)
- ・経営戦略の策定・改定
- ・事業廃止、民営化・民間譲渡
- ・水道事業の広域化・下水道事業の最適化等
- ・PPP/PFI、包括的民間委託、指定管理者制度
- ・施設の統合・廃止
- ・新公立病院改革プラン策定(特に再編・ネットワーク化や経営形態の見直しへの取組)
- ・その他、事業を進めるにあたり必要と考えられる事項

2. 人材ネット事業に関する特別交付税措置

(1) 対象経費

- ・ 専門人材の謝金、旅費
(例：経営戦略の改定に際し、専門人材からの助言を受けるために、定期的に講習会・勉強会を開催するための経費)
- ・ 経営状況の分析等に要する経費
(例：抜本的な改革の検討に当たり、中長期的な経営の見通しのために必要な調査や情報収集等のための経費)
- ・ その他(会場借上費、印刷費等)
⇒ **対象経費の上限額200万円(年間合計額)**

(2) 地方交付税措置の内容

- ・ 対象経費の1/2(100万上限)について一般会計から繰り出すこととする。
- ・ 一般会計繰出額の1/2(50万上限)について特別交付税措置を講ずる。

1. 自治体クラウド導入サポート員等（特別交付税措置）

- 先行クラウドグループの導入に深く関与した職員等が、自治体クラウドを導入しようとする団体にアドバイスを行う際に活用可能。
- 自治体クラウド導入に当たり、先行クラウドグループの導入に深く関与した職員等の受入れに係る交通・宿泊・謝金等について、特別交付税措置。
- 共同化計画に基づく調達に向けたRFI／RFPや、クラウドベンダ・他団体との調整といった移行作業を円滑に実施するためのコンサルタントにかかる経費についても、特別交付税措置。
措置額は以下の式により算定。

$$\text{(算式)} \quad \text{総務大臣が調査した額} \times 0.5 \times \text{財政力補正}$$

2. 自治体クラウド支援アドバイザー事業（J-LIS）

- 自治体クラウドの導入を検討しているグループを対象に、「支援アドバイザー」を派遣し、事前検討・計画立案のための講演や支援を行う。
- 県が主体となる場合も利用可能。
- 派遣回数：年度あたり1グループにつき1回あたり最大2日、年度内4回まで利用が可能。
- 地方公共団体の交通・宿泊・謝金に関する金銭負担はなし。

3. 地域情報化アドバイザー（総務省）

- 地域の要請に基づき、総務省から委嘱を受けた「地域情報化アドバイザー」を派遣し、助言・講演等の活動を通じて、当該地域の情報化を促進する。
- 同一地域の同一プロジェクトに対する同一アドバイザーの派遣は、原則年度内1回（最大3日間まで）。
- 地方公共団体等の交通・宿泊・謝金に関する金銭負担はなし。

国土交通省とPPP協定を締結した民間事業者が、協定パートナーとして、地方公共団体職員・地場企業向けにセミナーの開催、コンサルティングの実施、データベースの提供を行います。

国土交通省

PPP協定

協定パートナー

国土交通省

国土交通省は、協定パートナーの活動の広報や協定パートナーへの情報提供、協定パートナー主催セミナーへの職員派遣等を実施します。

セミナーパートナー

セミナーパートナーは、各々の強みを活かして、地方公共団体職員、地場企業等を対象としたPPP/PFIに関するセミナーを開催します。セミナーの参加費は無償です。

コンサルティングパートナー

コンサルティングパートナーは、地方公共団体職員及び地場企業の方を対象に、PPP/PFIに関する相談対応や基礎講座の開催を実施します。相談対応及び基礎講座の開催は無償で行います。

データベースパートナー

データベースパートナーは、PPP/PFIに関するデータベースを提供します。地方公共団体は無償でご利用いただけます。

目的

地方公共団体における主体的なPPP/PFIの推進を図るため、これまでPPP/PFI事業において成果をあげてきた実務者を任命し、任命された者（「国土交通省PPPサポーター」以下「サポーター」という。）が地方公共団体等に対し知見・ノウハウの提供を行う。

サポート方法

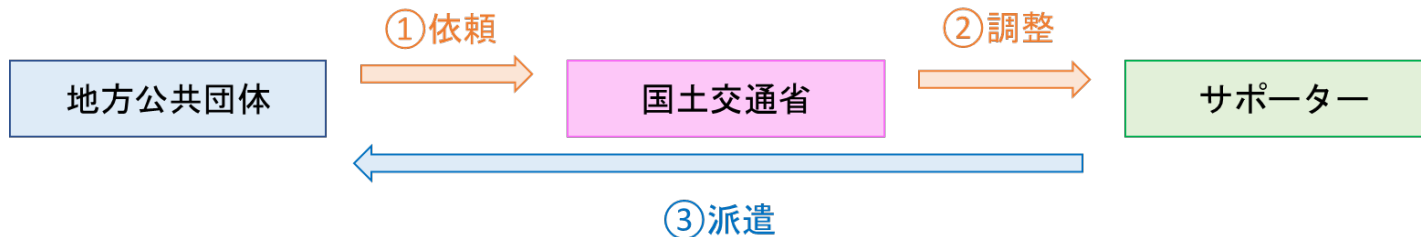
A：メールサポート

メールにて質問票を国土交通省に送付。国土交通省からサポーターに依頼のメールを送付し、回答についてはサポーターから送付。

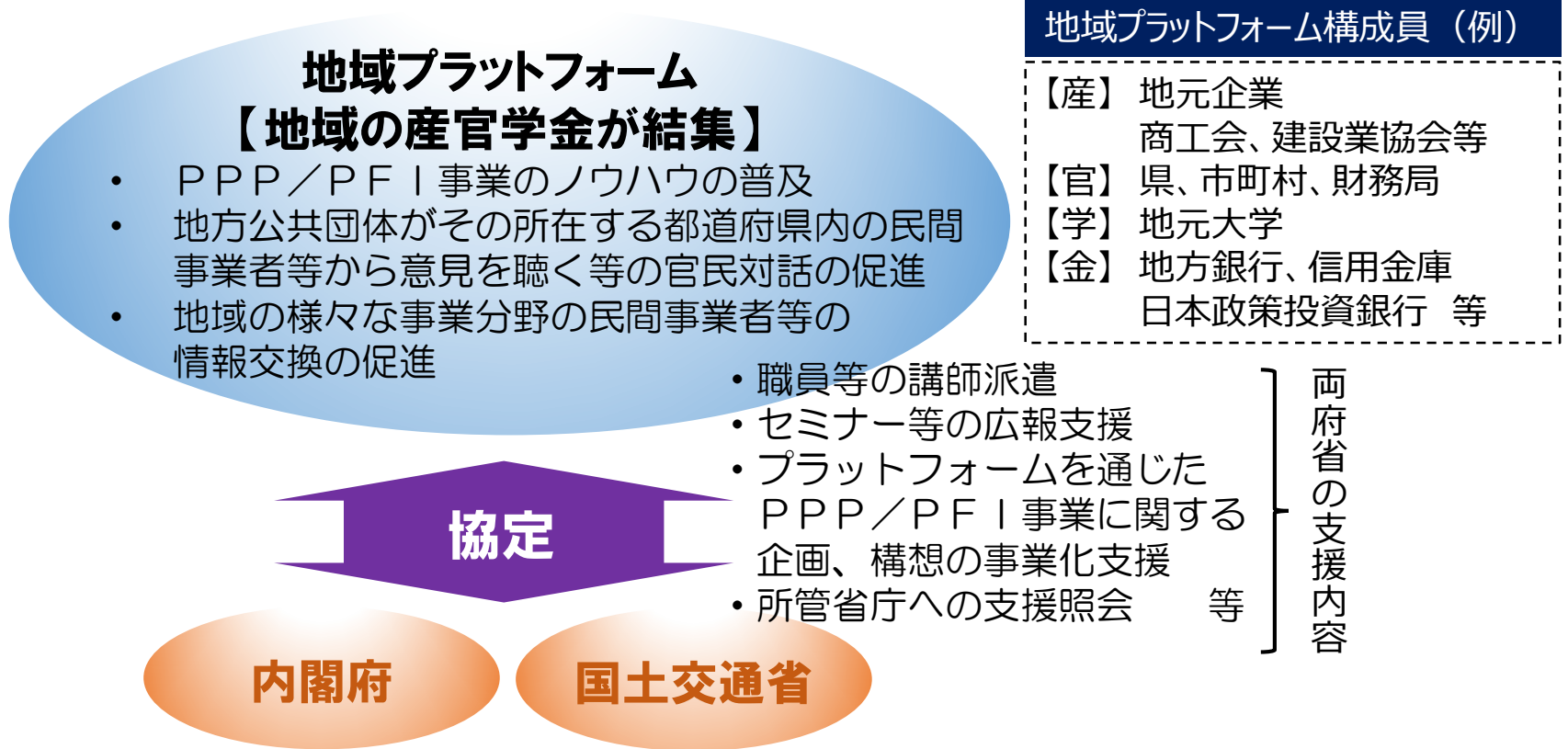


B：派遣サポート

メールにて依頼票を国土交通省に送付。国土交通省がサポーターと調整を図り、サポーターが地方公共団体に訪問し、個別相談や講演等を実施。（※交通費等は依頼者負担。）



- 地域が主体となったPPP/PFIの推進を一層進めるため、国土交通省と内閣府が、概ね県単位の産官学金からなる地域プラットフォームと協定を結び、その活動を支援。



前回（ 8月5日 ）研究会の意見

○セグメント分析について

- ・ 事業別セグメント分析を行う目的として、行政内部の意思決定に資する情報として活用することが考えられるが、そのためには、事業の単位をどう決めるかが非常に重要となる。事業の単位を決めるに当たっては、意思決定の区分と一致していることや、人件費などを含めてその事業の状態が見える化されることが重要。

- ・ 事業別セグメント分析を行うにあたっては、1つの事業にどれだけのコストや人件費がかかっているかという分析の観点もあるのではないかと。1つの事業の工程や時間、人件費の総額などを分析により明らかにすることで、事業の内容の見直しに活用することができるのではないかと。

○資産の適正管理について

- ・ 特に固定資産台帳の整備・更新が実態としてどれくらい精緻にできているかどうかというのが分かるような質問形式にし、整備・更新がしつかりできている、そうではない場合の課題が見えるような質問項目にすべき。固定資産台帳の内容については、自治体によってその精度に差があることから、今後、適切な固定資産台帳の更新等を行っていくため、現状の課題を洗い出す必要がある。

- ・ なぜ、固定資産台帳を適切に更新できないのか、精緻化に課題があるのか、自治体が抱えている課題や更新のタイムズ、人的要因などを回答してもらおうとともに、反対に工夫して乗り越えた課題、解決できた課題など回答してもらい、その上で、解決策など今後の検討会で議論していくことが重要。

- ・ 固定資産台帳の更新については、業者への委託も含めて、完成した固定資産台帳が適切に更新できているかが、不明な場合が多いのではないか。完成した固定資産台帳をどのようにチェック行うのか、その手法についても示す必要があるのではないか。

○財務書類等のさらなる分析、公会計情報の「見える化」について

- ・ 附属明細書や注記を含めた公表について、特に、附属明細書については作成するにあたり不明な点が多くあるのではないかと思われる。今後公表を進めていく上でも、作成方法などマニュアル等で整備し、周知していくことも重要ではないか。
- ・ 指標の分析について、指標を組み合わせて出る相関関係そのものはあまり重要ではなく、相関から外れるような場合に何が読み取れるのかが重要。どういったストーリー・結果を示したいのかを予め意識して、指標の組み合わせ分析を行うことが重要ではないか。